

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年10月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第55号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第31号）附則第4号に掲げる規定の施行期日は、平成29年10月25日とする。